

第 7 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 3 年 7 月 2 0 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第7回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年7月20日(火) 午後1時から午後2時5分まで

2 開催場所 雄和市民サービスセンター 洋室3・4

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 19人

1番	佐々木 英 久	2番	武 藤 真 作
3番	関 正 美	4番	鈴 木 昇
5番	星 容 子	6番	相 場 堅 一
7番	佐々木 繁 明	8番	安 田 友 一
9番	白 岩 勝	10番	柴 田 ますみ
11番	鎌 田 悦 雄	12番	佐々木 和 昭
13番	齊 藤 善 彦	14番	藤 田 修
15番	加 藤 淳	16番	三 浦 宏 和
17番	伊 藤 洋 文	18番	佐々木 吉 秋
19番	加賀屋 慎 一		

5 欠席農業委員
なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名
第2 会期決定
第3 会務報告
第4 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
第5 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
第6 議案第29号 農用地利用集積計画(令和3年度第4号)に関する件
第7 議案第30号 非農地証明申請に関する件

7 事務局職員

事務局長	小山田 邦 子	参 事	加 藤 康 則
副 参 事	住 谷 真 人	主席主査	中 村 至
主席主査	稲 葉 隆	主席主査	山 本 郷 史
主席主査	勝 田 茂 満	主 査	岡 部 洋 介
主 任	廣 嶋 孝 祐	技 師	小 林 素 子

8 書 記

主 査 岡 部 洋 介

9 議事録署名委員

7番 佐々木 繁 明 8番 安 田 友 一

10 議 事

<p>事務局 (加藤参事)</p>	<p>それでは、ただ今から、令和3年第7回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は欠席の届出はありません。委員定数19名全員の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>会長ごあいさつの前に、お手数ですが、本日お手元に配付しております書類の確認をお願いいたします。</p> <p>《配付書類の確認》</p> <p>今回も新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会での報告および説明は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスクの着用や定期的な換気の実施につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
<p>佐々木吉秋会長</p>	<p>【会長あいさつ】</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、第7回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに、日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指名しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
<p>一同</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議長</p>	<p>「異議なし」の声がございますので、7番佐々木繁明委員、8番安田友一委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、これにご了承願います。会期は1日間とし、午後3時までといたします。</p> <p>それでは、日程第3の「会務報告」に入らせていただきます。</p> <p>はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで、順番に報告をお願いします。</p>
<p>9番白岩勝委員</p>	<p>【第1区域部会の報告】</p>
<p>1番佐々木英久委員</p>	<p>【第2区域部会の報告】</p>
<p>2番武藤真作委員</p>	<p>【第3区域部会の報告】</p>
<p>7番佐々木繁明委員</p>	<p>【第4区域部会の報告】</p>
<p>13番齊藤善彦委員</p>	<p>【第5区域部会の報告】</p>

議 長	次に、会務報告 2 の「一般社団法人秋田県農業会議第63回常設審議委員会」から会務報告 4 「一般社団法人秋田県農業会議第27回理事会」の 3 件につきましては、一括して私が報告します。
	【会務報告 2 から 4 の報告】
	次に、会務報告 5 の「秋田県農業委員会女性協議会第16回総会・令和 3 年度研修会」につきましては 5 番星容子委員から報告をお願いします。
5 番星容子委員	【会務報告 5 の報告】
議 長	次に、会務報告 6 の「令和 3 年度第 3 回農地利用最適化委員会」につきましては、1 番佐々木英久委員から口頭で報告をお願いします。
1 番佐々木英久委員	【会務報告 6 の報告】
議 長	次に、会務報告 7 の「令和 3 年度第 2 回運営委員会」につきましては、事務局から口頭で報告をお願いします。
事 務 局 (小林技師)	【会務報告 7 の報告】
議 長	次に、会務報告 8 の「農地法に係る諮問に対する答申について」から会務報告13の「現況地目照会に係る回答について」までの 6 件について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (住谷副参事)	【会務報告 8 から13までの報告】
議 長	以上で会務報告の説明が終わりました。ただ今の会務報告につきまして、ご質問・ご意見があるかたはお願いいたします。
16 番三浦宏和委員	はい、議長。
議 長	16 番三浦委員、どうぞ。
16 番三浦宏和委員	16 番三浦です。会務報告10について伺います。貸出人の宗教法人が田を所有していたということでしょうか。
議 長	事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (住谷副参事)	この土地につきましては、もともと表題部しかなく、過去に宗教法人の方で所有権保存登記をしていた事実が分かっております。
議 長	三浦委員、いかがでしょうか。

16番三浦宏和委員	分かりました。
議長	ほかにありませんか。
一同	なし。
議長	<p>ご質問がないようですので、次に、日程第4の議案に入らせていただきます。</p> <p>はじめに日程第4、議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (廣嶋主任)	<p>議案書1ページおよび2ページの2件について説明いたします。</p> <p>番号1。譲受人は、 。譲渡人は、 。土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。両者は、平成22年に申請地について所有権移転をしようとしたが、当時は、譲受人が下限面積要件を満たすことができなかつたため、許可申請には至らず、そのうちの一部農地に仮登記を設定しておりました。現在は下限面積要件を満たしており、また、申請地を含む飯島地区ではほ場整備も予定されていることから、この度、許可申請をしたものです。農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は畑作に必要な農業機械一式を所有し、水稻については作業の一部を委託し、農業技術も問題ないと考えられます。農作業常時従事について、年間150日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。下限面積について、譲受後の経営面積は、3,591平方メートルであることから、要件を満たしています。</p> <p>次に番号2。借受人は、 。貸出人は、 。土地の所在、地目、面積、理由は議案書に記載のとおりです。両者は親子であり、貸出人が経営移譲年金を受給していることから、この度再設定を行うものです。なお、本件は、貸出人が所有する市街化区域内の農地について農地法第3条で取り扱うもので、市街化調整区域内の農地については、本総会の日程第6、議案第29号、農用地利用集積計画に関する件（利用権設定）の番号3でご審議いただきます。農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、借受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。農作業常時従事について、年間260日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。下限面積について、借受後の経営面積は、39,987平方メートルであることから、要件を満たしています。</p> <p>これら2件とも、地域との調和要件について譲受人および借受人への権利移転および権利設定による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	それではここで、案件1番につきまして現地調査を行った熊谷裕幸推進委員から報告を受けた19番加賀屋慎一委員に報告をお願いします。
19番加賀屋慎一委員	19番加賀屋です。7月1日に熊谷推進委員から問題ないと報告を受けて

19番加賀屋慎一委員	おります。私も現地の方を確認しましたが問題ないと思いますのでよろしくご審議のほどお願いします。
議 長	次に、案件2番につきまして現地調査を行った保坂正真推進委員から報告を受けた14番藤田修委員に報告をお願いします。
14番藤田修委員	14番藤田です。7月5日に地域部会内で保坂推進委員から報告を受けました。何ら問題ないと思いますのでご審議のほどお願いします。
議 長	それでは、質疑を行います。ご質問、ご意見があるかたはお願いいたします。
16番三浦宏和委員	はい、議長。
議 長	16番三浦委員、どうぞ。
16番三浦宏和委員	16番三浦です。議案書1ページ、農地法第3条の規定による許可申請に関する件の番号2について伺います。経営移譲年金と言うことで、旧制度なので対象者が少なくなると思うのですが、経営移譲の手法として、この経営者の場合は使用貸借権設定になってますが、河辺・雄和のあたりは生前贈与が多かったような気がします。その手法の違いによるメリット、デメリットを教えてください。また備考が再設定となっておりますが、普通は単純更新ということで、もう10年延長する処理方法もありますが、これと再設定とのメリット・デメリットを教えてください。
議 長	事務局から説明をお願いします。
事務局 (廣嶋主任)	メリット・デメリットとして一概に申し上げられないのですが、生前一括贈与と使用貸借権設定は両者には経営移譲した農地が特定処分対象農地になるかどうかの違いがあります。経営移譲の際に後継者と使用貸借権を設定すると当該農地は特定処分対象農地となります。特定処分対象農地が経営移譲年金受給者に返還されれば原則、経営移譲年金が支給停止となりますので、売買や貸し借りができません。一方、生前一括贈与の場合、経営移譲した農地は特定処分対象農地となりませんので、売買や貸し借りができます。 備考の再設定と単純更新についてですが、再設定を行えば、経営移譲農地が特定処分対象農地でなくなり自由に処分することができるようになります。一方、変更契約という期間延長の場合、特定処分対象農地のままで自由に処分することができません。
議 長	三浦委員、いかがでしょうか。
16番三浦宏和委員	分かりました。
議 長	ほかにありませんか。

一 議	同 長	なし。 ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一 議	同 長	異議なし。 「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に日程第5、議案第28号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、7件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (稲葉主席主査)		<p>それでは、議案書の3ページをご覧ください。 番号1と2につきましては、農家住宅への転用ということで、内容が重複する部分がありますので、一括して説明いたします。 番号1の譲受人は、■■■■。譲渡人は、■■■■ほか2名。 番号2の借受および譲受人は、■■■■。貸出人は■■■■。譲渡人は、■■■■ほか1名。転用事業概要は、「農家住宅」への永年転用。権利の種類等は記載のとおりです。</p> <p>それでは、農地転用許可申請説明資料の1ページから4ページをご覧ください。申請地の場所は、位置図に記載のとおりです。</p> <p>転用事業計画については、申請者は、番号1についてはアパート住まい、番号2については妻の実家で妻の家族と同居しているが、それぞれ、農業を営んでいる実家の近隣に住宅を建築する計画に至り本申請をしたもので、家族が将来にわたり協力して生活できることや、農作業の作業効率の観点から適地と考え、申請地を選定したものです。</p> <p>立地基準については、農地位置は都市計画区域内の市街化調整区域。農業振興地域内の農用地区域外です。農地区分は第1種農地です。第1種農地は原則不許可ですが、本2件は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に規定する、第1種農地の不許可の例外に該当します。</p> <p>一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は、借入資金です。申請適格等は適合しており、過去の転用実績はありません。</p> <p>工事着工および工事完了の期間は、番号1は許可日から令和4年7月31日まで、番号2は許可日から令和4年1月20日まで。転用行為の妨げとなる権利、他法令による許認可の処分、一体として利用する農地以外の土地はそれぞれ該当がなく、土地改良区等からの意見書は、番号1は新城川土地改良区から差し支えないとなっており、番号2は土地改良区等がないためありません。</p> <p>被害防除については、隣接に対する措置は番号1はなし。番号2は土留め工事をする事としており、排水計画は、汚水、生活雑排水は公共下水道</p>

事務局
(稲葉主席主査)

道、雨水は自然流下です。

現地は、番号1は令和3年6月30日に、番号2は令和3年7月6日に確認しております。続きまして、議案書の4ページをご覧ください。番号3から5につきましても、内容が重複する部分がありますので、一括して説明いたします。

番号3の譲受人は、■■■■。譲渡人は、■■■■。番号4の借受人は、■■■■。貸出人は、■■■■。番号5の譲受人は、■■■■ほか1名。譲渡人は、■■■■。転用事業概要は、「一般住宅」への永年転用。申請者の住所、権利の種類等は記載のとおりです。

次に、農地転用許可申請説明資料の5ページから10ページをご覧ください。申請地の場所については、それぞれ位置図に記載のとおりです。

続きまして、転用事業計画について、申請者は、それぞれアパートや実家に居住しているが手狭となったことから、住宅を建築するため本申請をしたもので、住環境を考慮し当該地を選定、転用しようとするものです。

立地基準については、農地位置は都市計画区域内の市街化調整区域ですが、秋田市宅地開発に関する条例において、一定の基準を満たす集落の区域として、誰でも一般住宅を建築できる区域、いわゆる「緩和エリア」に指定されており、農業振興地域内の農用地区域外です。農地区分は、番号3と5が第2種農地、番号4が第3種農地です。

一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は、番号3と4が借入資金。番号5が借入資金および自己資金です。申請適格等は適合しており、過去の転用実績はありません。

工事着工および工事完了の期間は、番号3が許可日から令和3年12月31日まで。番号4が許可日から令和3年11月30日まで。番号5が許可日から令和3年12月30日まで。転用行為の妨げとなる権利は該当なし。他法令による許認可の処分は、都市計画法第29条許可見込み。一体として利用する農地以外の土地は該当ありません。土地改良区等からの意見書は、番号3は畑のため不要。番号4と5が仁井田堰土地改良区から差し支えないとなっております。

被害防除については、隣接に対する措置は番号3が緩衝地を設ける。番号4が法面保護および緩衝地を設ける。番号5がブロック基礎加工を行うこととし、排水計画は、それぞれ汚水、生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下です。現地は令和3年7月1日に確認しております。

続きまして、議案書の4ページおよび5ページをご覧ください。番号6と7につきましても、内容が重複する部分がありますので、一括して説明いたします。

借受人は、2件とも■■■■。貸出人は、■■■■ほか4名。施設の概要は、「現場事務所」への一時転用。権利の種類等は記載のとおりです。

次に、農地転用許可申請説明資料の11ページから17ページをご覧ください。申請地の場所については、位置図に記載のとおりです。

転用事業計画は、転用事業者は、番号6が老朽化した送電線路の鉄塔の建替工事、また、番号7が腐食劣化が進んでいる送電線の張替工事を行うこととなったことから、それぞれ工事箇所隣接している当該地に現場事務所等を設置するため、一時転用しようとするものです。

通常、電気事業者が送電用・配電用の施設の敷地に供する場合、また、

事務局 (稲葉主席主査)	<p>これらの施設を設置するために必要な装置や道路の敷地として一時的に供する場合は、農地法適用除外対象となり、例外的に転用許可を要しませんが、工事に伴う休憩所や仮設トイレ等は農地法適用除外の対象ではないため、本申請をしたものです。</p> <p>立地基準については、農地位置が都市計画区域内の市街化調整区域。農業振興地域内の農用地区域内です。農地区分は農用地区域内農地です。</p> <p>農用地区域内農地は原則不許可であります。本2件は、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであり、農地法施行令第11条第1項第1号イに規定する、農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。</p> <p>一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は、自己資金、申請適格等は適合しており、過去の転用実績はあります。</p> <p>工事着工および工事完了の期間は、番号6が許可日から令和3年12月31日まで。番号7が許可日から令和3年11月30日まで。転用行為の妨げとなる権利、他法令による許認可の処分、一体として利用する農地以外の土地はそれぞれ該当がなく、土地改良区等からの意見書は、一時転用のため不要。一時転用に対する復元計画は、事業終了後、資材、敷鉄板等を撤去・搬出することとしています。</p> <p>被害防除については、隣接に対する措置は番号6はなし、番号7については防護柵を設けることとし、排水計画は、汚水は仮設トイレ、生活雑排水はなし、雨水は自然流下です。現地は令和3年7月6日に確認しております。</p> <p>なお、転用案件のうち30アールを超える農地や、農用地区域内農地および第1種農地の転用については、一時転用を除き、秋田県農業会議へ諮問することとなっているため、番号1および番号2の議案について、本総会で許可相当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮問します。説明は以上です。</p>
議長	<p>それではここで、案件1番について現地調査を行った鎌田一推進委員から報告を受けた私が報告します。</p> <p>先日鎌田一推進委員から特に問題はないとの連絡を受けました。この場所は私の自宅の隣の場所でもあり、向かいに金足地区のコミセン、隣に消防団器具置き場があり、特に問題になるような場所ではないと感じております。</p>
17番伊藤洋文委員	<p>次に、案件2番について現地調査を行った酒井慶一推進委員から報告を受けた17番伊藤洋文委員から報告をお願いします。</p> <p>17番伊藤です。先般、酒井推進委員の方から連絡を受けました。私も何ら問題はないとの思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>次に、案件3番から5番について現地調査を行った佐藤公誠推進委員から報告を受けた6番相場堅一委員から報告をお願いします。</p>

6番相場堅一委員		6番相場です。7月1日に佐藤推進委員から何ら問題ないと連絡があり、私も現地を確認しましたが何ら問題ないと思いますので、皆さまご審議をよろしくお願いいたします。
議 長		次に、案件6番について現地調査を行った藤島岳洋推進委員から報告を受けた3番関正美委員から報告をお願いします。
3番関正美委員		3番関です。藤島委員から連絡があり、何ら問題ないとのことでしたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長		次に、案件7番について現地調査を行った伊藤由和推進委員から報告を受けた2番武藤真作委員から報告をお願いします。
2番武藤真作委員		2番武藤です。伊藤由和推進委員から7月6日現場の立ち会いをし、何ら問題はないとの報告を受けております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長		それでは、質疑を行います。ご質問、ご意見があるかたはお願いいたします。
1番佐々木英久委員		はい、議長。
議 長		1番佐々木委員、どうぞ。
1番佐々木英久委員		1番佐々木です。この案件とは関係ないですけど、例えば現場事務所や仮設事務所の目的で申請が上がってきた案件について工事完了期限があって許可することとなりますが、公共工事での許可あれば問題ないです。一般の法人への許可の場合、許可してからの申請地の途中の監視、巡視はないのでしょうか。
議 長		事務局から説明をお願いします。
事務局 (稲葉主席主査)		一時転用の工事期間内の巡視については、その方面で別に現地確認のある場合に併せてみる場合があります。その箇所のためだけに行くことはありません。ただ、農業委員等から使い方に疑問のある場所があるとの連絡があった場合は現地を確認して何らかの対応をすることになるかと思いません。
1番佐々木英久委員		はい、議長。
議 長		1番佐々木委員、どうぞ。
1番佐々木英久委員		許可をすると期限内に機会があれば行くけど基本的には行かないということであれば、地域の農業委員か推進委員が見て回らないといけないということなんでしょうか。

議 長	事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (稲葉主席主査)	付け加えると、転用許可後三か月後に経過の報告を出してもらっていますし、その後も一年ごとに写真を添付して経過を出してもらっています。
議 長	佐々木委員、いかがでしょうか。
1番佐々木英久委員	問題なければよいが、そういうことは、地域の農業委員、推進委員が見ていかなければいけないということですね。分かりました。
議 長	ほかに質問等ありませんか。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。今回は、7件のうち案件1番と2番が県農業会議への諮問の必要がある案件です。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、7件のうち案件1番と2番を原案のとおり許可相当に、案件3番から7番を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、日程第5、議案第28号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、7件のうち案件1番と2番を原案のとおり許可相当に、案件3番から7番を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第6、議案第29号、農用地利用集積計画（令和3年度第4号）に関する件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (勝田主席主査)	それでは、議案について説明します。 はじめに、所有権移転の6件についてです。議案書の7ページから9ページをご覧ください。 番号1。買い手は■■■■、売り手は■■■■。耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積、10アール当たりの売買価格は、議案書に記載のとおりです。このほか、合計6件すべて売買によるものです。 続きまして、利用権設定14件について説明いたします。議案書の10ページから28ページをご覧ください。 番号1。借り手は■■■■、貸し手は■■■■。耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積、10アール当たりの賃借料、契約期間は、議案書に記載のとおりです。このほか、合計14件のうち議案書18ページ、番号7以降の8件は、農地中間管理事業を活用した一括方式による利用権設定です。 なお、一括方式については昨年8月の総会から取扱いを開始し、今月までの1年間で審議された農地中間管理事業による利用権設定全てが一括方式によるものでした。この流れは今後も続くことから、次回総会より一括方式の説明は省略させていただきます。

事務局 (勝田主席主査)	以上、令和3年度第4号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	それでは、農用地利用集積計画について質疑を行います。 ご質問、ご意見があるかたはお願いいたします。
一	同 なし。
議長	ご質問等がないようですので、はじめに、所有権移転について採決いたします。 所有権移転の6件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同 異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、所有権移転の6件について、原案のとおり決定することいたします。 次に、利用権設定について採決いたします。 こちらは、議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。 それでは、はじめに案件4番について採決を行います。■■■■番の■■■■委員の退席をお願いします。
	【■■■■番 ■■■■委員退席】
	それでは、農用地利用集積計画、利用権設定の案件4番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同 異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、案件4番について、原案のとおり決定することにいたします。■■■■番の■■■■委員の着席をお願いします。
	【■■■■番 ■■■■委員着席】
	それでは、議事参与案件であった、4番を除いた1番から14番の案件につきまして、一括して採決を行います。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同 異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、4番を除いた1番から14番の案件につきまして、全て原案のとおり決定することにいたします。 以上により、日程第6、議案第29号、農用地利用集積計画（令和3年度

議 長	<p>第4号)に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、日程第7、議案30号、非農地証明申請に関する件、2件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (岡部主査)	<p>それでは、議案書の29ページをご覧ください。</p> <p>番号1。申請人は、河辺岩見字杉沢の[]。土地の所在は、河辺岩見字西小出[]番[]ほか3筆。地目は畑および田。面積は合計2,736平方メートル。現況は、山林。事由は「昭和42年頃から隣接の山林に侵食され山林化している。」です。現地は、令和3年6月30日に確認しております。</p> <p>番号2。申請人は、雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢の[]。土地の所在は、雄和萱ヶ沢字船引沢[]番[]ほか2筆。地目は畑。面積は合計396平方メートル。現況は、山林。事由は「昭和40年頃から隣接の山林に侵食され山林化している。」です。現地は、令和3年6月29日に確認しております。</p> <p>それでは、非農地証明申請に関する件説明資料をご覧ください。</p> <p>番号1は1ページ、番号2は2ページです。申請地は、位置図に記載のとおりであります。申請地の状況から、番号1および2ともに、判断基準の「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、案件1番について現地調査を行った鎌田文市推進委員から報告を受けた7番佐々木繁明委員から報告をお願いします。</p>
7番佐々木繁明委員	<p>7番佐々木です。私もこの箇所はよく通るところで、やはり山林に侵食されておるところであります。特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に、案件2番について現地調査を行った佐々木強推進委員から報告を受けた13番齊藤善彦委員から報告をお願いします。</p>
13番齊藤善彦委員	<p>13番齊藤です。佐々木強推進委員が6月29日に現地確認したと30日に連絡を受けました。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、質疑を行います。非農地証明申請に関する件、2件について、ご質問、ご意見等のあるかたはをお願いします。</p>
1番佐々木英久委員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>1番佐々木委員。</p>
1番佐々木英久委員	<p>2番の件についてですが面積的に大きくはないですが、隣接の山林が浸食してきたことによる山林化となっています。杉が浸食してしてきたことによる山林化でしょうか。</p>

議 長	事務局から説明をお願いします。
事務局 (岡部主査)	写真には杉が写っていますが、申請地は雑木等が密生しており、植林した土地になっていません。申請者からも植林していないと聞いています。
議 長	佐々木委員、いかがでしょうか。
1番佐々木英久委員	畑はやっていたが、耕起や作付けをしておらず、自然に雑木が生えたということでしょうか。
議 長	事務局から説明をお願いします。
事務局 (岡部主査)	そのように確認しております。
議 長	佐々木委員、いかがでしょうか。
1番佐々木英久委員	分かりました。
議 長	ほかにありませんか。
16番三浦宏和委員	はい、議長。
議 長	16番三浦委員、どうぞ。
16番三浦宏和委員	1番の件について、町内会の会長名での申請となっておりますが、昭和42年頃から地縁団体なのか、それとも共有地なのか教えていただきたいです。
事務局 (岡部主査)	この土地に関してですが、元々地元の方31名で所有する表題部のみの共有地となっております、最近になって町内会で所有権保存登記をしたものです。
議 長	三浦委員、いかがでしょうか。
16番三浦宏和委員	分かりました。
議 長	質問がないようですので、非農地証明申請に関する件、2件を原案のとおり証明することにご異議ございませんか。
一 同	なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、日程第7、議案第30号、非農地証明申請に関する件、2件を原案のとおり証明することに決定いたします。これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(午後2時5分終了)